

平成26年

第1回市議会定例会 議案第54号

函館市公民館条例の一部改正について

函館市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市公民館条例の一部を改正する条例

第1条 函館市公民館条例（昭和48年函館市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中 「函館市戸井公民館 函館市浜町290番地1  
函館市南茅部公民館 函館市川汲町1520番地4」

を「函館市戸井公民館 函館市浜町290番地1」に改める。

第8条第1項中「、函館市南茅部公民館にあつては別表4に」を削る。

別表4を削る。

第2条 函館市公民館条例の一部を次のように改正する。

第14条中「委員会規則」を「函館市教育委員会規則」に改め、同条を第17条とする。

第13条中「第5条各号」を「第6条各号」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第16条 函館市公民館および函館市亀田公民館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 函館市公民館および函館市亀田公民館に係る第3条の事業の実施に関すること。

(2) 函館市公民館および函館市亀田公民館の使用の許可および制限

に関すること。

(3) 函館市公民館および函館市亀田公民館の維持管理に関すること。

(4) その他委員会が定める業務

- 3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条、第6条、第8条、第12条および前条の規定の適用については、これらの規定（第5条第1項を除く。）中「委員会」とあり、および第5条第1項中「函館市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは、「指定管理者」とする。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第8条および第9条を削り、第7条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

（利用料金および使用料）

第9条 使用者（函館市戸井公民館の使用者を除く。次項において同じ。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、函館市公民館にあつては別表1に、函館市亀田公民館にあつては別表2に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

- 3 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

- 4 使用者（函館市戸井公民館の使用者に限る。）は、別表3に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。

（利用料金および使用料の減免）

第10条 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。

- 2 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を

減免することができる。

(利用料金および使用料の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

第6条中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第4条の前の見出しを削る。

第5条に見出しとして「(使用の不許可)」を付し、同条を第6条とする。

第4条に見出しとして「(使用の許可)」を付し、同条第1項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第4条を第5条とする。

第3条中「公民館」を「函館市戸井公民館」に改め、同条を第4条とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(開館時間および休館日)

第2条 公民館の開館時間および休館日は、函館市教育委員会規則で定める。

別表1中「第8条関係」を「第9条関係」に、

「	使用料	」	を			
「	利用料金	」	に、			
「	第3集会室	150	300	380	」	を

第 3 集会室	150	300	380
陶芸実習室	260	440	530

改め、同表備考第 1 項および第 2 項を次のように改める。

- 1 陶芸実習室の利用者が陶芸窯を使用する場合は、陶芸窯に係る利用料金として、使用 1 時間までごとに 200 円を支払わなければならない。
- 2 暖房を使用した場合は、暖房に係る利用料金として、上表の規定による利用料金の額の 5 割に相当する額を支払わなければならない。

別表 2 中「第 8 条関係」を「第 9 条関係」に、

使 用 料	を
利 用 料 金	に改め、同表備考

を次のように改める。

備考 暖房を使用した場合は、暖房に係る利用料金として、上表の規定による利用料金の額の 5 割に相当する額を支払わなければならない。

別表 3 中「第 8 条関係」を「第 9 条関係」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 暖房を使用した場合は、暖房に係る使用料として、時間区分ごとにストーブ 1 台につき 200 円を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後の函館市公民館条例（以下「改正後の条例」という。）第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 10 条第 1 項、第 11

条第1項，別表1および別表2の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた許可に係る使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用（暖房の使用に限る。）について適用し，施行日前の使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用（暖房の使用を除く。）については，なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず，当初許可（施行日前にされた許可で施行日以後の使用に係るものをいう。以下同じ。）について変更許可（施行日以後にされた許可で当初許可の内容を変更するものをいう。以下同じ。）がなされた場合における当該変更許可に係る使用（暖房の使用を除く。以下同じ。）については，当該当初許可に係る使用料を施行日前に納付していない場合で，当該変更許可に係る使用について改正後の条例第9条第2項，別表1および別表2の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による利用料金の額（以下「変更後額」という。）が，当該変更許可の当初許可に係る使用について第2条の規定による改正前の函館市公民館条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第1項，別表1および別表2の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による使用料の額（以下「当初額」という。）を超えないときは，変更後額に相当する額を改正前の条例第8条，第9条，別表1および別表2の規定が適用される使用料とみなし，変更後額が当初額を超える場合は，当初額に相当する額を改正前の条例第8条，第9条，別表1および別表2の規定が適用される使用料とみなし，変更後額と当初額との差額に相当する額を改正後の条例第9条第1項から第3項まで，第10条第1項，第11条第1項，別表1および別表2の規定が適用される利用料金とみなす。

(提案理由)

函館市南茅部公民館を廃止し，函館市公民館および函館市亀田公民館の管理を指定管理者に行わせることとし，ならびに利用料金を支払わなければならない施設に函館市公民館の陶芸実習室等を加えることとし，ならびに規定を整備するため